

10 周産期医療体制

(1) 現 状

- 本圏域の出生数は、平成7年には1,631人、平成17年には1,155人、平成29年には743人と年々減少が続いています。
- 低出生体重児（2,500g未満）の出生割合は、平成17年の10.9%に対し、平成29年は9.3%とほぼ横ばいで推移しています。
- 本圏域で産科又は産婦人科を標ぼうする医療機関は1施設閉院したため、4施設となり、分娩可能な医療機関は、岩見沢市内の1病院、1診療所となっています。
- 本圏域の分娩を行っている医療機関での出生割合は、平成27年までは7割前後で推移していましたが、平成29年から減少傾向がみられ60%を下回っています。（出生数が年集計と圏域内出産数が年度集計）

【出生数と圏域内医療機関における出産数】

区分	出生数（年）*1	圏域内出生数（年度）*2	構成比（%）
平成24年	989	765	77.3
平成25年	986	677	69.9
平成26年	925	676	73.1
平成27年	830	652	78.6
平成28年	816	547	67.0
平成29年	744	400	53.8
平成30年	740	415	56.1

- 本圏域における産婦人科常勤医師数は、平成18年の5人から平成30年には2人になっております。^{*1}
- 本圏域における助産師数は、平成18年の21人に対し、平成30年には22人になっており、横ばいとなっています。

*1 「空知の地域保健情報」調査年12月31日現在

*2 保健福祉部調

*3 厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」調査年12月31日現在

【産婦人科医師数の推移】

区分	平成 20 年	平成 22 年	平成 24 年	平成 26 年	平成 28 年	平成 30 年
全道	363	360	378	371	392	382
南空知圏域	6	4	4	3	3	2

- 岩見沢市立総合病院が平成 13 年に地域周産期母子医療センターとして認定されています。産婦人科医師は認定当初、常勤医師 2 名配置となっていました。平成 30 年 4 月現在、常勤医師は 1 名で対応しています。
- 岩見沢市立総合病院では、平成 19 年 7 月から毎週月曜、火曜、金曜の午前 10 時から 11 時までの予約制で「助産師外来^{*4}（チャオ♡ママ外来）」を開始しており、受診患者数は平成 24 年度の 66 人から平成 30 年度は 164 人に増加しています。

(2) 課 題

(地域周産期母子医療センター)

- 地域周産期母子医療センターである岩見沢市立総合病院は、産婦人科の常勤医師が 1 名となっており、分娩可能な医療機関の減少等から医師の負担が増大しているため、産婦人科常勤医の複数体制を目指す必要があります。
- 産婦人科医師が単数配置の状況では、ハイリスク分娩や救急時における新生児集中治療管理室 (NICU) ^{*5}での管理を必要とする患者の対応が難しいため、総合周産期母子医療センター等との連携を強化する必要があります。
- 産婦人科医師の負担軽減のため、助産師外来の機能強化を検討する必要があります。

*4 助産師外来 助産師と医師が役割を分担しながら自立して、妊産婦やその家族の意向を尊重しながら、健康診査や保健指導を行うこと。(医師が健康診査を行い、保健指導・母乳外来のみを助産師を行う場合はこれに含まない)

*5 新生児集中治療管理室(NICU) : Neonatal Intensive Care Unit の略

(3) 必要な医療機能

当圏域の現状を踏まえ、関係機関相互の連携により、対応する分娩のリスクに応じた医療が提供されるよう、地域周産期母子医療センターにおける産婦人科常勤医師の複数体制を図り、地域の体制整備を推進する必要があります。

(正常分娩等に対し安全な医療を提供するための、周産期医療関連施設間の連携)

- ハイリスク分娩や急変時における対応として、圏域を超えて妊産婦、新生児の迅速な搬送・受入が円滑に行われるよう体制の確保が必要です。
- 正常経過の妊産婦に対して、助産師が健康診査、保健指導や助産、ケアを行う体制整備を図る必要があります。

(4) 数値目標等

- 地域周産期母子医療センターの産婦人科常勤医師の複数化等の拡充・強化が求められます。
- 妊産婦やその家族の意向を尊重しながら、検診や保健指導を行う助産師外来の拡充が求められます。

指標名	現状値		目標値	現状値の出典
	計画策定時	中間見直し時		
地域周産期母子医療センター	1	1	1	北海道医療計画
助産師外来の開設医療施設数	1	1	1	令和3年度保健福祉部調
周産期死亡率（出産千対）	7.2	4.0	3.6 (道の中間見直し目標値)	北海道医療計画

(5) 数値目標等を達成するために必要な施策

(地域周産期センター等の整備)

- ハイリスク分娩のみならず、正常分娩もできるだけ身近な地域で安心して行えるよう、地域周産期母子医療センターにおいては、総合周産期母子医療センターとの連携を進めるとともに、産婦人科医師の確保により医師の複数化を図り、地域周産期母子医療センターとしての機能強化を図ります。
- 「北海道周産期救急情報システム」や「周産期救急搬送コーディネーター」等を活用し、妊産婦や新生児の速やかな総合周産期母子医療センター等への救急搬送体制の確保に取り組みます。
- 周産期医療従事者は、総合周産期母子医療センターで開催される研修会に出席し、医療機関の連携体制の構築や医療技術の向上を図ります。
- 岩見沢市立総合病院は、助産師外来への受診の推進により、産婦人科医師の負担軽減を図ります。

(周産期における災害対策)

災害時に周産期に係る適切な医療や物資が提供されるよう、災害拠点病院や周産期母子医療センター等の連携体制の確保を進めるなど、災害時における周産期医療体制の構築に努めます。

(6) 医療連携圏域等の具体的名称

地域周産期母子医療センター

医療機関名	認定年月日
岩見沢市立総合病院	平成13年9月28日

(7) 歯科医療機関（病院歯科、歯科診療所）の役割

妊娠は、ホルモン等の内分泌機能の生理的变化により、歯周病のリスクを高めることから、市町等と連携し、妊産婦に対して歯・口腔の健康づくりに関する正しい知識や定期的に歯科医療機関を受診することの必要性を啓発するための機会の確保に努めます。

また、妊婦が歯科医療機関を受診した際は、妊娠週数に配慮し、適切な歯科医療の提供に努めます。

(8) 薬局の役割

妊婦等が医薬品を適切かつ安全に使用できるよう、薬局において、薬学的管理（薬剤服用歴の管理、服薬状況や副作用の把握等）を行うとともに、妊産婦への適切な服薬指導などに努めます。

(9) 訪問看護ステーションの役割

- 周産期医療関係施設を退院した障がい児等が在宅で療養・療育できるよう医療機関などと連携し支援を行います。

- 心身の疾病や障がいのある妊婦が不安なく妊娠期の生活や分娩ができるよう、医療機関や市町等地域関係者と連携し支援を行います。